

千葉県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第4号

千葉県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(千葉県行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 千葉県行政財産使用料条例(昭和39年千葉県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(千葉県保健所使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 千葉県保健所使用料及び手数料条例(昭和63年千葉県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「3,240円」を「3,300円」に改める。

(千葉県休日救急診療所条例の一部改正)

第3条 千葉県休日救急診療所条例(平成4年千葉県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第4項中「3,240円」を「3,300円」に改める。

(千葉県大宮学園設置管理条例の一部改正)

第4条 千葉県大宮学園設置管理条例(昭和43年千葉県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「3,240円」を「3,300円」に改める。

(千葉県桜木園設置管理条例の一部改正)

第5条 千葉県桜木園設置管理条例(昭和46年千葉県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「3,240円」を「3,300円」に改める。

(千葉県療育センター設置管理条例の一部改正)

第6条 千葉県療育センター設置管理条例(昭和56年千葉県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「100分の105」を「100分の110」に

改め、同条第3項中「3, 240円」を「3, 300円」に改める。

(千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例の一部改正)

第7条 千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例(平成5年千葉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「930円」を「940円」に改める。

別表第2第2項第2号の表中「4, 510円」を「4, 590円」に、「9, 050円」を「9, 210円」に、「2, 250円」を「2, 290円」に、「2, 220円」を「2, 260円」に、「4, 470円」を「4, 550円」に、「1, 110円」を「1, 130円」に、「2, 230円」を「2, 270円」に改める。

(千葉県路外駐車場条例の一部改正)

第8条 千葉県路外駐車場条例(昭和58年千葉市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「2, 040円」を「2, 070円」に、「20, 570円」を「20, 950円」に改める。

別表第2項の表中「710円」を「720円」に改める。

(千葉市民会館設置管理条例の一部改正)

第9条 千葉市民会館設置管理条例(昭和48年千葉市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「101, 080円」を「102, 950円」に、「131, 410円」を「133, 840円」に、「32, 990円」を「33, 600円」に、「44, 450円」を「45, 270円」に、「7, 010円」を「7, 130円」に、「13, 170円」を「13, 410円」に、「2, 670円」を「2, 710円」に改める。

(千葉市民ギャラリー・いなげ設置管理条例の一部改正)

第10条 千葉市民ギャラリー・いなげ設置管理条例(昭和63年千葉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中「1, 600円」を「1, 620円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に改める。

別表第2号の表中「800円」を「810円」に改める。

別表第3号の表中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(千葉県文化ホール設置管理条例の一部改正)

第11条 千葉県文化ホール設置管理条例(平成3年千葉県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「57,020円」を「58,070円」に、「68,400円」を「69,660円」に、「3,060円」を「3,110円」に、「9,030円」を「9,190円」に改める。

別表第2第2項の表中「48,340円」を「49,230円」に、「57,600円」を「58,660円」に、「19,540円」を「19,900円」に、「23,650円」を「24,080円」に、「2,670円」を「2,710円」に、「24,680円」を「25,130円」に、「9,050円」を「9,210円」に、「6,680円」を「6,800円」に、「9,250円」を「9,420円」に改める。

(千葉県スポーツ広場設置管理条例の一部改正)

第12条 千葉県スポーツ広場設置管理条例(昭和62年千葉県条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2庭球場使用料の表中「620円」を「630円」に改める。

(千葉ポートアリーナ設置管理条例の一部改正)

第13条 千葉ポートアリーナ設置管理条例(平成3年千葉県条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1施設利用料金(1)専用使用の表中「80,940円」を「82,430円」に、「324,000円」を「330,000円」に、「648,000円」を「660,000円」に、「1,296,000円」を「1,320,000円」に、「20,670円」を「21,050円」に、「81,060円」を「82,560円」に、「161,960円」を「164,950円」に、「10,760円」を「10,950円」に、「12,850円」を「13,080円」に改める。

別表第1施設利用料金(2)個人使用の表中「1,610円」を「1,630円」に改める。

別表第2附属設備利用料金の表中「5,400円」を「5,500円」に、「2,680円」を「2,720円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「54,000円」を「55,000円」に改める。

別表第3行為許可利用料金の表中「21,600円」を「22,000円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

(千葉アイススケート場設置管理条例の一部改正)

第14条 千葉アイススケート場設置管理条例(平成16年千葉市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,440円」を「1,460円」に、「23,650円」を「24,080円」に、「95,650円」を「97,420円」に、「1,330円」を「1,350円」に、「20,570円」を「20,950円」に、「820円」を「830円」に改める。

別表第2項の表中「12,850円」を「13,080円」に改める。

別表第3項の表中「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第4項の表中「21,600円」を「22,000円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

(千葉市民ゴルフ場設置管理条例の一部改正)

第15条 千葉市民ゴルフ場設置管理条例(平成19年千葉市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「4,110円」を「4,180円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「3,700円」を「3,760円」に、「1,850円」を「1,880円」に改める。

別表第2項の表中「21,600円」を「22,000円」に、

「3, 240円」を「3, 300円」に改める。

(千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正)

第16条 千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(平成5年千葉県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第46条第1項及び第48条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(千葉県勤労市民プラザ設置管理条例の一部改正)

第17条 千葉県勤労市民プラザ設置管理条例(平成3年千葉県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号の表中「29, 120円」を「29, 650円」に、「23, 290円」を「23, 720円」に、「6, 560円」を「6, 680円」に、「5, 240円」を「5, 330円」に、「3, 960円」を「4, 030円」に、「3, 160円」を「3, 210円」に、「11, 850円」を「12, 060円」に、「9, 480円」を「9, 650円」に改める。

別表第2第1項第2号の表中「6, 170円」を「6, 280円」に、「4, 930円」を「5, 020円」に改める。

別表第2第1項第3号の表中「620円」を「630円」に改める。

別表第2第1項第4号イの表中「18, 080円」を「18, 410円」に、「14, 460円」を「14, 720円」に、「9, 020円」を「9, 180円」に、「7, 210円」を「7, 340円」に改める。

別表第2第2項第1号の表中「26, 440円」を「26, 920円」に、「21, 140円」を「21, 530円」に、「13, 210円」を「13, 450円」に、「10, 570円」を「10, 760円」に、「18, 540円」を「18, 880円」に、「14, 820円」を「15, 090円」に、「3, 960円」を「4, 030円」に、「3, 150円」を「3, 200円」に、「6, 560円」を「6, 680円」に、「5, 230円」を「5, 320円」に、「5, 260円」を「5, 350円」に、「4, 200円」を「4, 270円」に、「10, 550円」を「10, 740円」に、

「8,430円」を「8,580円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「10,360円」を「10,550円」に改める。

別表第2第2項第2号イの表中「18,080円」を「18,410円」に、「14,460円」を「14,720円」に、「9,020円」を「9,180円」に、「7,210円」を「7,340円」に、「4,280円」を「4,350円」に、「3,420円」を「3,480円」に改める。

(千葉県ポートタワー設置管理条例の一部改正)

第18条 千葉県ポートタワー設置管理条例(昭和61年千葉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「630円」を「640円」に改める。

(千葉市農業者健康増進施設設置管理条例の一部改正)

第19条 千葉市農業者健康増進施設設置管理条例(昭和59年千葉市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表多目的ホール使用料(1)専用使用の表中「850円」を「860円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「1,380円」を「1,400円」に、「630円」を「640円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,710円」を「1,740円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「2,790円」を「2,840円」に改める。

(千葉市ふるさと農園設置管理条例の一部改正)

第20条 千葉市ふるさと農園設置管理条例(平成2年千葉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「750円」を「760円」に改める。

別表第2項の表中「3,240円」を「3,300円」に改める。

(千葉市都市農業交流センター設置管理条例の一部改正)

第21条 千葉市都市農業交流センター設置管理条例(平成18年千葉市条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表第3第1項の表中「610円」を「620円」に改める。

別表第3第2項の表中「10,280円」を「10,470円」に、

「20,570円」を「20,950円」に、「2,050円」を「2,080円」に改める。

(千葉県生涯学習センター設置管理条例の一部改正)

第22条 千葉県生涯学習センター設置管理条例(平成12年千葉県条例第66号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「52,250円」を「53,210円」に、「8,920円」を「9,080円」に、「25,460円」を「25,930円」に、「12,330円」を「12,550円」に、「10,890円」を「11,090円」に、「5,630円」を「5,730円」に、「24,600円」を「25,050円」に、「9,050円」を「9,210円」に、「21,710円」を「22,110円」に、「22,800円」を「23,220円」に、「13,560円」を「13,810円」に、「10,000円」を「10,180円」に、「3,200円」を「3,250円」に、「1,270円」を「1,290円」に、「980円」を「990円」に、「13,250円」を「13,490円」に改める。

(千葉県科学館設置管理条例の一部改正)

第23条 千葉県科学館設置管理条例(平成18年千葉県条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表及び第2項の表中「610円」を「620円」に改める。

別表第3項の表中「2,160円」を「2,200円」に改める。

(千葉県都市公園条例の一部改正)

第24条 千葉県都市公園条例(昭和34年千葉県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第6備考4第5号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第8第1項の表中「1,280円」を「1,300円」に、「1,710円」を「1,740円」に、「2,990円」を「3,

040円」に改める。

別表第9第1項第1号アの表中「1,920円」を「1,950円」に、「3,860円」を「3,930円」に、「4,850円」を「4,930円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「2,310円」を「2,350円」に、「560円」を「570円」に、「680円」を「690円」に、「1,380円」を「1,400円」に、「2,070円」を「2,100円」に、「19,320円」を「19,670円」に、「4,820円」を「4,900円」に改める。

別表第9第1項第1号イの表中「38,820円」を「39,530円」に、「19,320円」を「19,670円」に、「4,840円」を「4,920円」に、「16,970円」を「17,280円」に、「8,480円」を「8,630円」に、「2,100円」を「2,130円」に、「121,490円」を「123,730円」に、「60,720円」を「61,840円」に、「15,180円」を「15,460円」に改める。

別表第9第1項第2号の表中「1,420円」を「1,440円」に、「2,840円」を「2,890円」に、「680円」を「690円」に、「1,360円」を「1,380円」に、「920円」を「930円」に改める。

別表第9第1項第3号の表中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第9第1項第4号の表中「3,440円」を「3,500円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「17,280円」を「17,600円」に改める。

別表第9第2項第1号の表中「6,480円」を「6,600円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,610円」を「1,650円」に、「2,310円」を「2,350円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「22,520円」を「22,930円」に、「11,260円」を「11,460円」に改める。

別表第9第2項第2号の表中「1, 270円」を「1, 290円」に、「610円」を「620円」に改める。

別表第9第2項第3号の表中「2, 160円」を「2, 200円」に、「2, 050円」を「2, 080円」に改める。

別表第9第3項第2号アの表中「620円」を「630円」に改める。

別表第9第4項第1号アの表中「7, 750円」を「7, 890円」に、「15, 530円」を「15, 810円」に、「23, 280円」を「23, 710円」に、「2, 570円」を「2, 610円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「6, 630円」を「6, 750円」に、「9, 870円」を「10, 050円」に、「1, 110円」を「1, 130円」に改める。

別表第9第4項第1号イの表中「116, 640円」を「118, 800円」に、「12, 960円」を「13, 200円」に、「50, 910円」を「51, 850円」に、「5, 640円」を「5, 740円」に改める。

別表第9第5項第1号アの表中「6, 780円」を「6, 900円」に、「40, 800円」を「41, 550円」に、「170, 090円」を「173, 230円」に、「10, 180円」を「10, 360円」に、「51, 000円」を「51, 940円」に、「238, 130円」を「242, 530円」に、「16, 980円」を「17, 290円」に、「91, 840円」を「93, 540円」に、「408, 240円」を「415, 800円」に、「27, 190円」を「27, 690円」に、「163, 270円」を「166, 290円」に、「680, 400円」を「693, 000円」に、「4, 230円」を「4, 300円」に、「22, 950円」を「23, 370円」に、「102, 050円」を「103, 930円」に改める。

別表第9第5項第1号イの表中「3, 390円」を「3, 450円」に、「20, 390円」を「20, 760円」に、「5, 090円」を「5, 180円」に、「25, 490円」を「25, 960円」に改める。

円」に、「8, 480円」を「8, 630円」に、「45, 910円」を「46, 760円」に、「13, 580円」を「13, 830円」に、「81, 620円」を「83, 130円」に、「2, 100円」を「2, 130円」に、「11, 470円」を「11, 680円」に改める。

別表第9第5項第1号オの表中「1, 800円」を「1, 830円」に改める。

別表第9第5項第2号アの表中「4, 510円」を「4, 590円」に、「2, 250円」を「2, 290円」に、「9, 050円」を「9, 210円」に、「1, 120円」を「1, 140円」に改める。

別表第9第6項の表中「1, 280円」を「1, 300円」に、「1, 710円」を「1, 740円」に、「2, 990円」を「3, 040円」に改める。

別表第9第7項第1号の表中「6, 270円」を「6, 380円」に、「3, 080円」を「3, 130円」に、「2, 000円」を「2, 030円」に、「26, 730円」を「27, 220円」に改め、同表備考中「1, 240円」を「1, 260円」に改める。

別表第9第7項第2号の表中「5, 230円」を「5, 320円」に、「10, 480円」を「10, 670円」に、「1, 670円」を「1, 700円」に、「2, 080円」を「2, 110円」に改める。

別表第9第8項第2号の表中「1, 380円」を「1, 400円」に、「1, 850円」を「1, 880円」に、「3, 230円」を「3, 280円」に、「550円」を「560円」に改める。

別表第9第9項の表中「9, 720円」を「9, 900円」に、「12, 960円」を「13, 200円」に、「22, 680円」を「23, 100円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「1, 600円」を「1, 620円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「3, 760円」を「3, 820円」に、「6, 480円」を「6, 600円」に、「1, 080円」を「1, 100

円」に、「920円」を「930円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,150円」を「2,180円」に改める。

別表第9第10項の表中「2,890円」を「2,940円」に、「3,850円」を「3,920円」に、「6,740円」を「6,860円」に、「950円」を「960円」に、「2,200円」を「2,240円」に、「2,930円」を「2,980円」に、「5,130円」を「5,220円」に、「730円」を「740円」に改める。

別表第9第11項の表中「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第9第12項の表中「920円」を「930円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,150円」を「2,180円」に改める。

別表第9第13項第1号の表中「2,250円」を「2,290円」に、「4,500円」を「4,580円」に、「1,120円」を「1,140円」に改める。

別表第9第14項第1号の表中「1,270円」を「1,290円」に、「2,540円」を「2,580円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「800円」を「810円」に、「610円」を「620円」に、「1,220円」を「1,240円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「920円」を「930円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(青葉の森スポーツプラザ管理条例の一部改正)

第25条 青葉の森スポーツプラザ管理条例(昭和62年千葉市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「3,240円」を「3,300円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「8,090円」を「8,230円」に、「64,800円」を「66,000円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「3,850円」を「3,920円」に、「32,400

円」を「33,000円」に、「990円」を「1,000円」に、「1,980円」を「2,010円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「20,820円」を「21,200円」に、「9,720円」を「9,900円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「24,290円」を「24,730円」に、「194,400円」を「198,000円」に改める。

別表第1項第2号の表中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第2項第1号の表中「4,020円」を「4,090円」に、「8,040円」を「8,180円」に、「9,720円」を「9,900円」に、「81,000円」を「82,500円」に、「1,920円」を「1,950円」に、「3,840円」を「3,910円」に、「4,620円」を「4,700円」に、「40,260円」を「41,000円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「25,760円」を「26,230円」に、「12,120円」を「12,340円」に、「24,240円」を「24,680円」に、「29,160円」を「29,700円」に、「243,000円」を「247,500円」に改める。

別表第2項第3号の表中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第3項第1号の表中「620円」を「630円」に改める。

別表第3項第2号の表中「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第4項第1号の表中「1,270円」を「1,290円」に、「2,540円」を「2,580円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「610円」を「620円」に、「1,220円」を「1,240円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「920円」を「930円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(千葉マリンスタジアム設置管理条例の一部改正)

第26条 千葉マリンスタジアム設置管理条例(平成元年千葉市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号アの表中「9,720円」を「9,900円」に、「4,730円」を「4,810円」に、「3,080円」を「3,130円」に改める。

別表第1項第1号イの表中「19,440円」を「19,800円」に、「38,880円」を「39,600円」に、「97,200円」を「99,000円」に、「9,560円」を「9,730円」に、「19,330円」を「19,680円」に、「48,440円」を「49,330円」に、「6,370円」を「6,480円」に、「12,850円」を「13,080円」に、「32,400円」を「33,000円」に改める。

別表第1項第2号アの表中「648,000円」を「660,000円」に、「810,000円」を「825,000円」に、「19,440円」を「19,800円」に改める。

別表第1項第2号イの表中「540,000円」を「550,000円」に、「1,080,000円」を「1,100,000円」に、「486,000円」を「495,000円」に、「972,000円」を「990,000円」に改める。

別表第2項の表中「5,400円」を「5,500円」に、「2,680円」を「2,720円」に、「1,600円」を「1,620円」に、「43,200円」を「44,000円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「162,000円」を「165,000円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「108,000円」を「110,000円」に改める。

(千葉県道路占用料条例の一部改正)

第27条 千葉県道路占用料条例(昭和30年千葉県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(千葉県法定外水路条例の一部改正)

第28条 千葉県法定外水路条例(平成17年千葉県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表備考4第5号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(千葉県河川管理条例の一部改正)

第29条 千葉県河川管理条例(平成12年千葉県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表備考4第5号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第6条まで及び第16条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料の経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の千葉県行政財産使用料条例第2条第1項第2号及び第3項、第3条の規定による改正後の千葉県休日救急診療所条例第6条第3項、第6条の規定による改正後の千葉県療育センター設置管理条例第12条第2項、第12条の規定による改正後の千葉県スポーツ広場設置管理条例別表第2、第19条の規定による改正後の千葉県農業者健康増進施設設置管理条例別表、第24条の規定による改正後の千葉県都市公園条例第16条第1項及び別表第8並びに第25条の規定による改正後の青葉の森スポーツプラザ管理条例別表の規定は、平成31年10月1日(以下「適用日」という。)以後の使用又は診療に係る使用料について適用し、適用日前の使用又は診療に係る使用料については、なお従前の例による。

(診断書の交付に係る手数料の経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の千葉県保健所使用料及び手数料条例第2条第3項、第3条の規定による改正後の千葉県休日救急診療所条例第6条第4項、第4条の規定による改正後の千葉県大宮学園設置管理条例第11条第2項、第5条の規定による改正後の千葉県桜木園設置管理条例第10条第2項及び第6条の規定による改正後の千葉県療育センター設置管理条例第12条第3項の規定は、適用日以後の診断書、証明書その他の文書の交付に係る手数料について適用し、適用日前の診断書、証明書その他の文書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

(利用料金の経過措置)

- 4 第7条の規定による改正後の千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第2、第8条の規定による改正後の千葉県路外駐車場条例別表、第9条の規定による改正後の千葉市民会館設置管理条例別表第1、第11条の規定による改正後の千葉県文化ホール設置管理条例別表第2、第13条の規定による改正後の千葉ポートアリーナ設置管理条例別表第1から別表第3まで、第14条の規定による改正後の千葉アイススケート場設置管理条例別表、第15条の規定による改正後の千葉市民ゴルフ場設置管理条例別表、第17条の規定による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例別表第2、第20条の規定による改正後の千葉市ふるさと農園設置管理条例別表、第21条の規定による改正後の千葉市都市農業交流センター設置管理条例別表第3、第22条の規定による改正後の千葉市生涯学習センター設置管理条例別表第2、第24条の規定による改正後の千葉市都市公園条例別表第9及び第26条の規定による改正後の千葉マリンスタジアム設置管理条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(市民ギャラリー・いなげの利用料金の経過措置)

- 5 第10条の規定による改正後の千葉市民ギャラリー・いなげ設置管理条例別表第1号及び第2号の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、な

お従前の例による。

- 6 第10条の規定による改正後の千葉市民ギャラリー・いなげ設置管理条例別表第3号の規定は、適用日以後の観覧に係る利用料金について適用し、適用日前の観覧に係る利用料金については、なお従前の例による。

(一般廃棄物処理手数料の経過措置)

- 7 第16条の規定による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第46条第1項の規定は、適用日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、適用日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

(産業廃棄物処分費用の経過措置)

- 8 第16条の規定による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第48条第1項の規定は、適用日以後の産業廃棄物の処分に係る処分費用について適用し、適用日前の産業廃棄物の処分に係る処分費用については、なお従前の例による。

(千葉ポートタワーの利用料金の経過措置)

- 9 第18条の規定による改正後の千葉ポートタワー設置管理条例別表の規定は、適用日以後の入館に係る利用料金について適用し、適用日前の入館に係る利用料金については、なお従前の例による。

(科学館の利用料金の経過措置)

- 10 第23条の規定による改正後の千葉市科学館設置管理条例別表の規定は、適用日以後の観覧及び利用に係る利用料金について適用し、適用日前の観覧及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(占用料の経過措置)

- 11 第24条の規定による改正後の千葉市都市公園条例別表第6備考4第5号、第27条の規定による改正後の千葉市道路占用料条例第2条第2項、第28条の規定による改正後の千葉市法定外水路条例別表第1項の表備考4第5号及び第29条の規定による改正後の千葉市河川管理条例別表第2項の表備考4第5号の規定は、適用日以後の占用に

係る占用料について適用し、適用日前の占用に係る占用料については、
なお従前の例による。